

技術職員研修【入札談合の防止に向けて】実施要領

1. 目的

この研修は、平成 31 年 1 月と 2 月に官製談合防止法違反で市職員が逮捕、起訴されたことを受け、市民の信頼回復と再発防止に向けて取り組むために実施するものであり、職員のコンプライアンス遵守を再認識し、官製談合を 2 度と起こさないように未然防止を図ることを目的とする。

2. 研修対象

[必須] 全ての技術職員

- 平成 28 年度「入札談合の防止に向けて」研修の受講者は自由参加
- ※ 会場等の都合により主査・副主査・主事級(技師)を優先します。
 - ※ 今回受講できない場合は次回(未定)に受講していただきます。
 - ※ 平成 28 年度研修の受講者は別紙(H28 年度受講者名簿)を参照。

[任意] 契約事務関係者及びその他関心のある職員

- ※ 嘱託職員については自由参加とします。

3. 実施日時

令和元年 6 月 10 日 (月) 【第 1 回】 10:00 ～ 11:50

【第 2 回】 13:10 ～ 15:00

※ 【第 3 回】 【第 4 回】 の開催時期については未定

4. 実施場所

西宮市職員会館 3 F 大ホール (西宮市六湛寺町 10-21)

5. 研修講師

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 総務管理官

6. 研修内容

競争入札により行われる公共工事においては入札の公平・公正性が図られ透明性が確保されなくてはなりません。本研修は不正行為を起こさない、起こさせないためにはどのように行動すればよいのか等、これまでの事件の紹介を交えながらわかりやすく解説していただける内容となっています。